資料１

名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）

1．都市計画道路中3・3・261号名古屋第3環状線ほか2路線を次のように変更する。
2．都市計画道路中3・4・284号甚目寺佐織線を3・4・284号あま愛西線に名称を改める。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・261	名古屋第3環状線	愛西市町方町足立川	弥富市鍋田町地先	津島市江西町2丁目	約 19,600m	地表式	4車線	23m	名鉄尾西線、JR関西本線及び近鉄名古屋線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路弥富名古屋線及び国道1号西線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所	
	3・4・284	あま愛西線	愛西市塩田町大森	あま市下萱津十三石	愛西市町方町十二城 あま市七宝町沖之島九之坪	約 16,030m	地表式	4車線	18m	名鉄尾西線及び名鉄津島線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差14箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約3,300m					
			4車線			約12,730m					
	3・4・336	津島南濃線	愛西市町方町新西馬	津島市東柳原町5丁目	津島市昭和町2丁目	約 2,630m	地表式	2車線	16m	名鉄尾西線及び名鉄津島線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　由

岐阜県との道路ネットワークの強化及び円滑な交通処理を図るため、3・4・284号甚目寺佐織線について、岐阜県境まで延伸及び一部区間の区域を変更するとともに3・4・284号あま愛西線に名称を変更するものである。

上記の変更に併せ、3・3・261号名古屋第3環状線及び3・4・336号津島南濃線において、一部区間の区域等を変更するものである。

理　由　書

（名古屋都市計画道路　3･3･261 号名古屋第３環状線ほか２路線）

１　変更の概要

岐阜県との道路ネットワークの強化及び円滑な交通処理を図るため、３・４・284 号甚目寺佐織線について、岐阜県境まで延伸及び一部区間の区域を変更するとともに３・４・284 号あま愛西線に名称を変更するものである。

上記の変更に併せ、３・３・261 号名古屋第３環状線及び３・４・336 号津島南濃線において、一部区間の区域等を変更するものである。

【３・３・261 号名古屋第３環状線】

<table>
<tr><td>変更の延長</td><td>○約 430m</td></tr>
<tr><td>変更内容</td><td>○一部区間の区域を変更する。
<table>
<tr><td></td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>一般部幅員
（交差点部幅員）</td><td>24.25m
（27.25m）</td><td>20m
（20m）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【３・４・284 号あま愛西線（旧３・４・284 号甚目寺佐織線）】

<table>
<tr><td>変更の延長</td><td>○約 16,030m</td></tr>
<tr><td>変更内容</td><td>○名称を変更する。
○路線を延伸する。（約 4,150m）
○起点を変更する。
○一部区間の区域を変更する。（約 400m）
○幹線街路との平面交差箇所数の変更
<table>
<tr><td></td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>路線名</td><td>３・４・284 号
あま愛西線</td><td>３・４・284 号
甚目寺佐織線</td></tr>
<tr><td>起点</td><td>愛西市塩田町大森</td><td>愛西市町方町十二城</td></tr>
<tr><td>延長</td><td>約 16,030m</td><td>約 11,880m</td></tr>
<tr><td>車線数の内訳</td><td>２車線区間
約 3,310m
４車線区間
約 12,720m</td><td>４車線区間
約 11,880m</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	一般部幅員 （交差点部幅員）	○４車線区間 24.25m （27.25m） ○２車線区間 16m （19m） ○２車線区間橋梁アプローチ部 13m ○２車線区間橋梁部 14m	18m （18m）	
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 １４箇所	幹線街路と平面交差 １３箇所	

【３・４・336 号津島南濃線】

変更の延長	○約 130m
変更内容	○路線を延伸する。（約 10m） ○起点を変更する。 ○一部区間の区域を変更する。 ○幹線街路との平面交差箇所数の変更

	新	旧
起点	愛西市町方町新西馬	津島市上新田町 １丁目
延長	約 2,630m	約 2,620m
交差点部幅員	15.5m	11m
地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 ６箇所	幹線街路と平面交差 ５箇所

２　都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

３・４・284 号甚目寺佐織線は、愛西市町方町十二城からあま市下萱津十三石までを結ぶ、海部地域の東西交通を担う幹線街路です。路線の整備状況は、愛西市の名古屋鉄道尾西線町方駅周辺を除き、整備が完了しています。また、沿道の利用状況は、名古屋市付近に位置するあま市東部及び大治町が近隣商業地域又は工業地域に指定され、残るあま市西部から愛西市の間は主に市街化調整区域に指定されています。

海部地域は、木曽川・長良川を隔てて岐阜県西濃地域と隣接していることから、古くより両地域間の交流が盛んであり、江戸時代では渡し船が、近年では昭和後期に建設された東海大橋及び立田大橋・長良川大橋がその交流を支えてきました。しかしながら、東海大橋から立田大橋・長良川大橋まで約 9km の間には橋梁がない状態となっており、東海大橋及び立田大橋・長良川大橋に交通が集中することから、渡河部周辺では慢性的な交通渋滞が発生しています。また、今後リニア中央新幹線（東京都～名古屋市）の開業に伴い、広域的なヒト、モノの移動が活性化することが予想されるため、岐阜県との広域幹線道路ネットワークのさらなる強化が求められているところです。

したがって、岐阜県との交流・連携の推進、広域ネットワークの強化及び円滑な交通処理を図るため、岐阜県境まで延伸するとともに、都市計画道路３・４・284 号甚目寺佐織線を３・４・284 号あま愛西線に名称変更するものです。

加えて、安全性向上のため一部区間において、幅員を拡幅します。また、これらの変更に伴い、３・４・284 号あま愛西線と交差する３・３・261 号名古屋第３環状線及び近接する３・４・336 号津島南濃線の交差点影響区間において区域等の変更を行うものです。

【概略図】

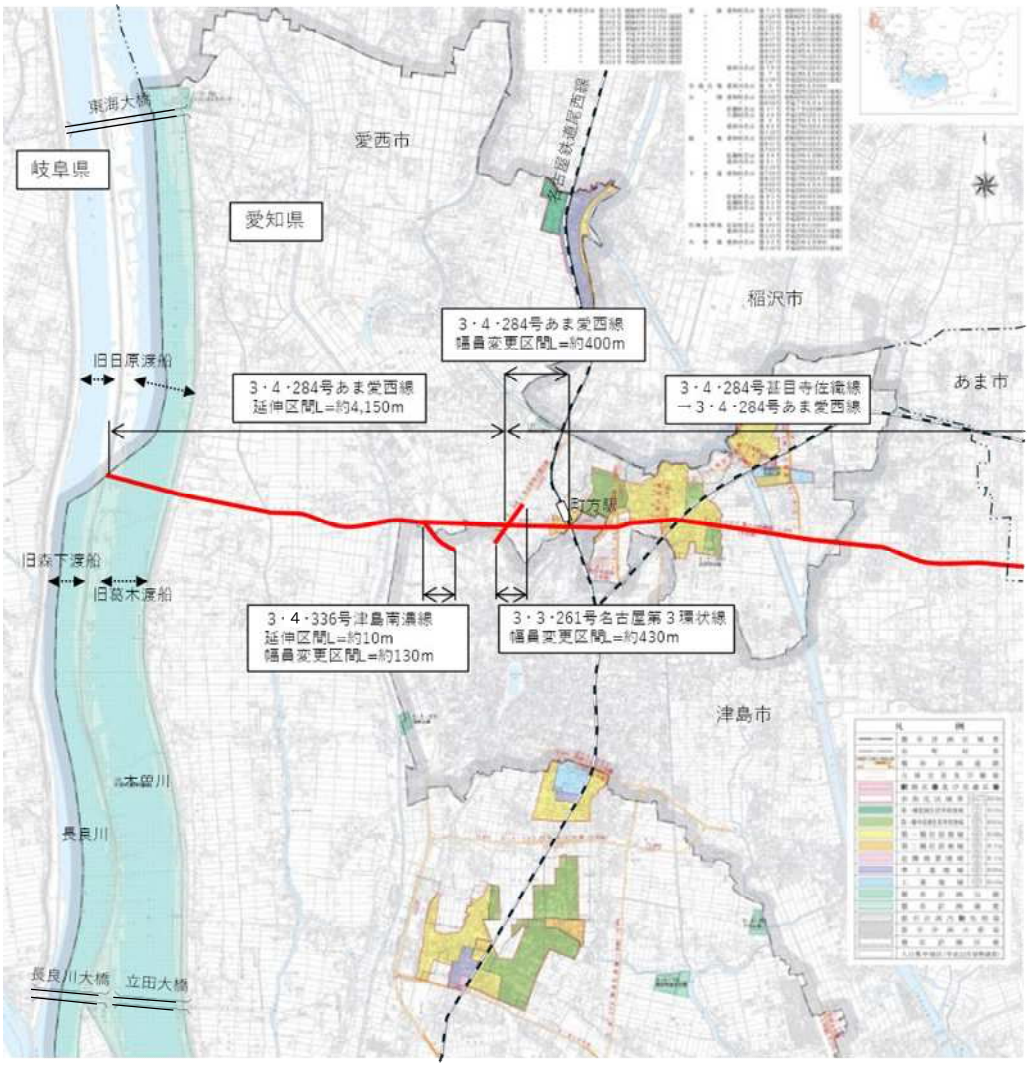

(2) 上位計画との整合

「名古屋都市計画区域マスタープラン（2019 年３月）」においては、リニア新時代に向けた地域特性を最大限生かした対流の促進として、県内外を連携する広域幹線道路ネットワークの整備を促進するとしています。また、名古屋市を中心に放射状及び環状の広域幹線道路網が形成されている現状を十分に活用するため、広域幹線道路網の強化を推進するとしています。

「愛西市都市計画マスタープラン（令和３年３月改定）」においても、東西方向の広域的な道路ネットワークを強化することにより、通勤時間帯や観光目的による休日の渋滞の緩和に寄与し、大規模災害時には防災上重要となる木曽川･長良川新架橋の早期実現について記載されています。

「津島市都市計画マスタープラン（令和３年１２月改定）」においても、ものづくり産業の物流の懸け橋として期待される木曽川・長良川新架橋の早期実現に向けて、県域を越えた周辺自治体と連携し、都市計画決定に向けた検討を進めるとともに、新架橋へのアクセス道路の整備を促進し、道路ネットワークの強化を図ることとしており、木曽川・長良川新架橋を西の玄関として位置付けています。

(3) 都市計画変更の内容

【３・３・261 号名古屋第３環状線】

・基本諸元

道路の区分、設計速度、車線数は、第 3 種 2 級、設計速度 60km/h、４車線とします。

・幅員構成

●車道部

・中央帯　　：幅員 1.75m の中央帯を設けます。

・車線　　：幅員 3.25m の車線を設けます。交差点部においては幅員 3.0m の付加車線を設けます。

・自転車通行空間：幅員 1.5m の自転車通行空間を設けます。

・路肩　　：幅員 0.75m の路肩を設けます。

●歩道部

・歩道　　：幅員 2.5m の歩道を設けます。

（変更後）

・一般部　W=24.25m

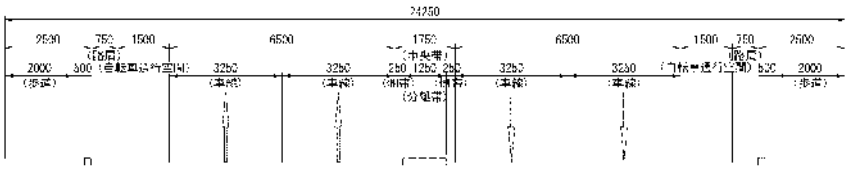

・交差点部　W=27.25m

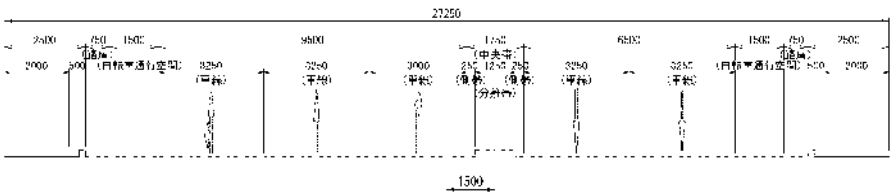

（変更前）

・一般部、交差点部　W=20m

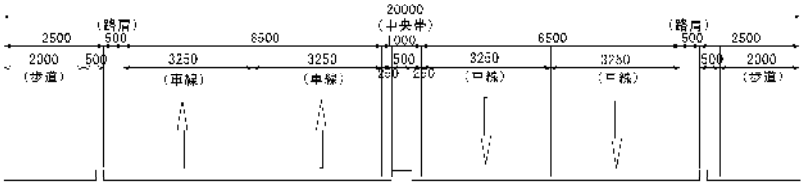

【３・４・284 号あま愛西線】

・基本諸元

将来交通量は、町方新田新西馬交差点以西の２車線区間を 8,900 台/日、町方新田新西馬交差点以東の４車線区間を 14,100 台/日と推計しています。

道路の区分、設計速度、車線数は、第 3 種 2 級、設計速度 60km/h、町方新田新西馬交差点以西を２車線、町方新田新西馬交差点以東を４車線とします。

・幅員構成

●車道部

・中央帯　：４車線区間においては幅員 1.75m の中央帯を設けます。

・車線　：幅員 3.25m の車線を設けます。交差点部においては幅員 3.0m の付加車線を設けます。

・自転車通行空間　：幅員 1.5m の自転車通行空間を設けます。

・路肩　：幅員 0.75m の路肩を設けます。但し橋梁アプローチ部、橋梁部は幅員 0.5m とします。

・防護柵　：橋梁部は幅員 0.6m の防護柵を設置します。

●歩道部

・歩道　：幅員 2.5m の歩道を設けます。但し橋梁アプローチ部、橋梁部は片側歩道とします。

・転落防止柵　：橋梁部は幅員 0.4m の防護柵を設置します。

（変更後）

―４車線区間―

・一般部　W=24.25m

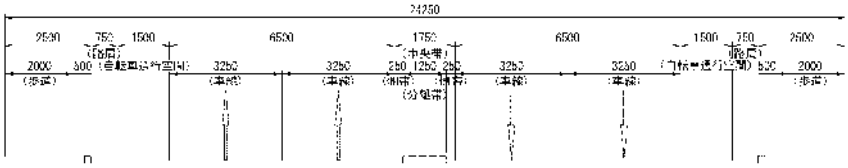

・交差点部　W=27.25m

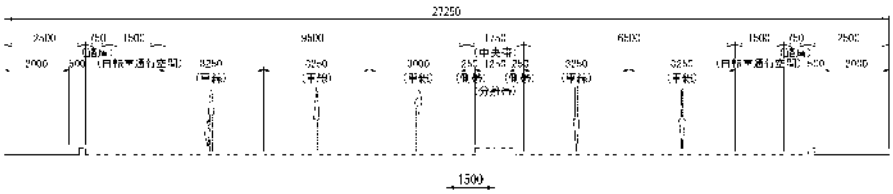

―２車線区間―

・一般部　W=16m

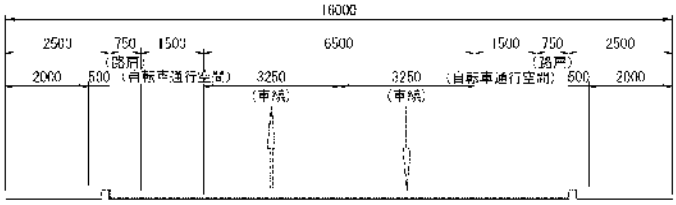

・交差点部　W=19m

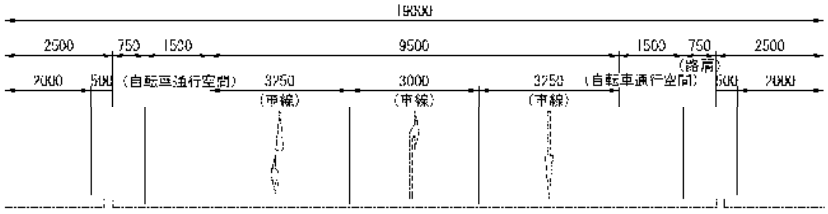

・２車線区間（橋梁アプローチ部）　W=13m

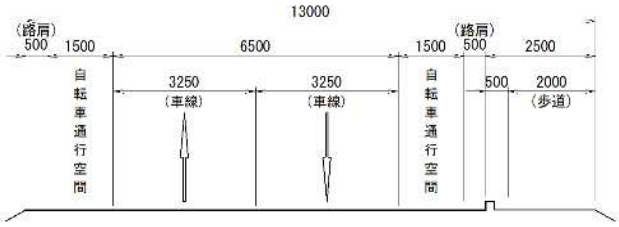

・２車線区間（橋梁部）　W=14m

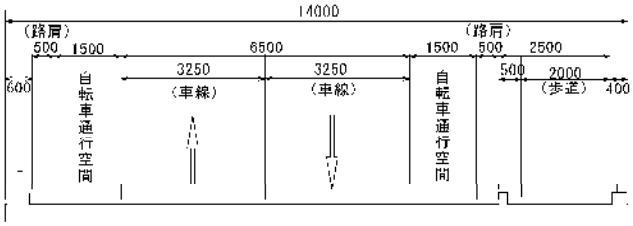

（変更前）

・一般部、交差点部　W=18m

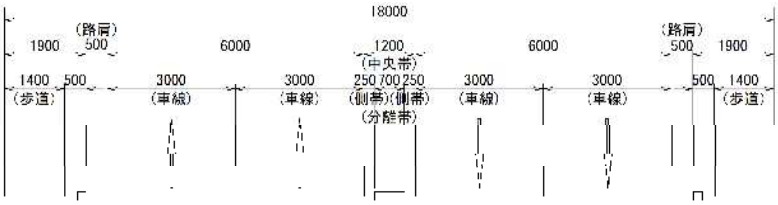

【３・４・336 号津島南濃線】

・基本諸元

道路の区分、設計速度、車線数は、第 3 種 2 級、設計速度 50km/h、２車線とします。

・幅員構成

●車道部

・車線　：幅員 3.25m の車線を設けます。交差点部においては幅員 3.0m の付加車線を設けます。

・路肩　：幅員 0.5m の路肩を設けます。

●歩道部

・歩道　：幅員 2.5m の歩道を設けます。

（変更後）

・交差点部　W=15.5m

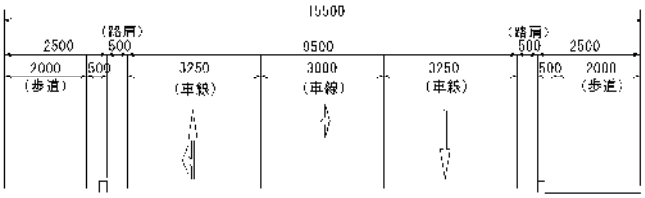

（変更前）

・交差点部　W=11m

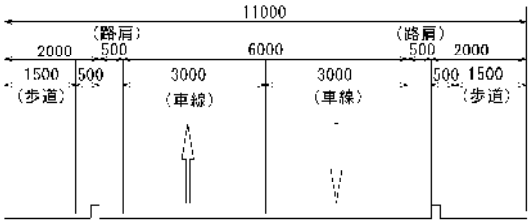

名古屋都市計画道路の変更（県決定）
３・３・２６１号　名古屋第３環状線
３・４・２８４号　あま愛西線
３・４・３３６号　津島南濃線

総括図　縮尺1/15,000

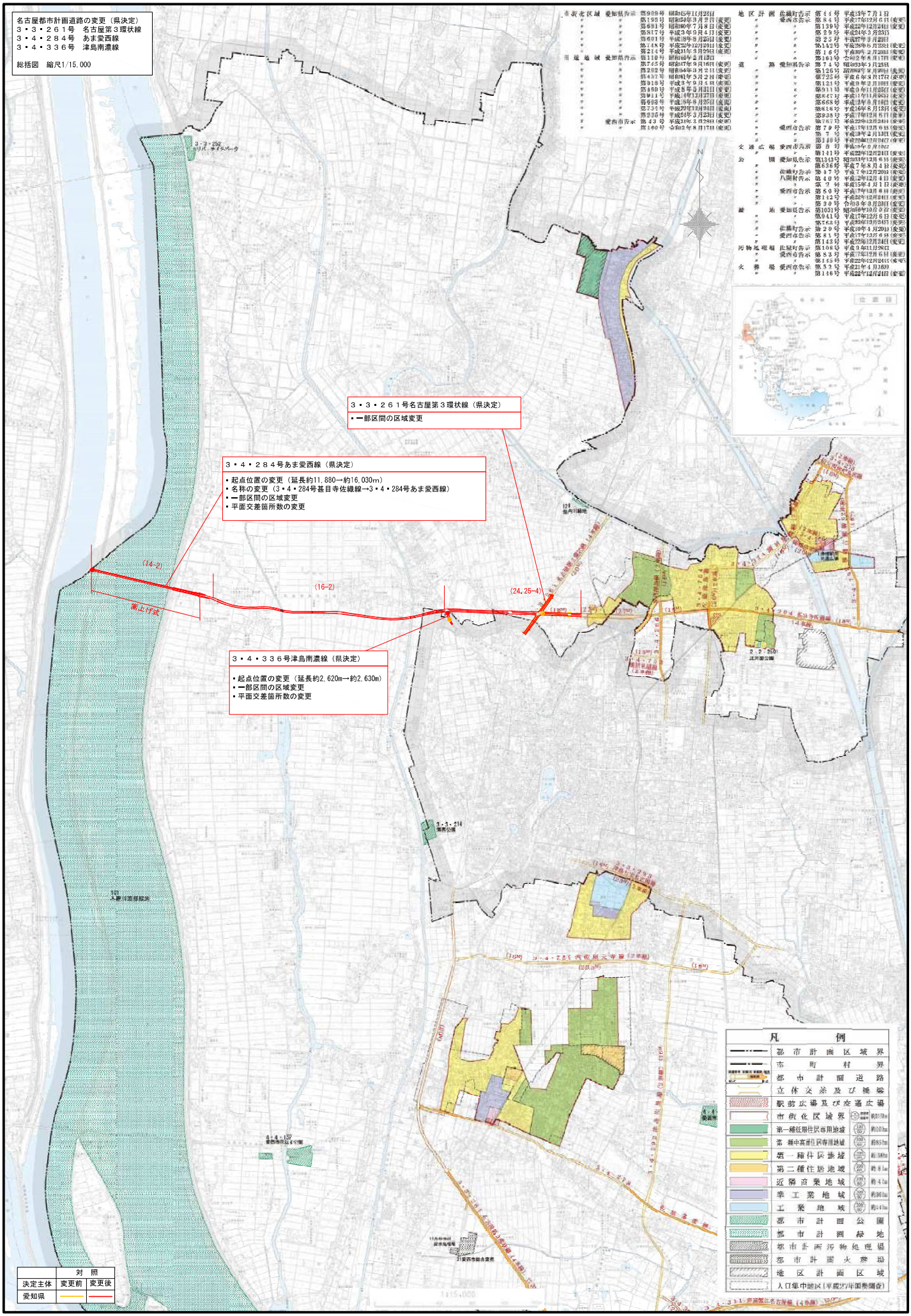

名古屋都市計画道路の変更(県決定)
3・4・284号あま愛西線
計　画　図　(1/3)
縮尺　S=1/2,500

	対　照	
決定主体	変更前	変更後
県	――	――

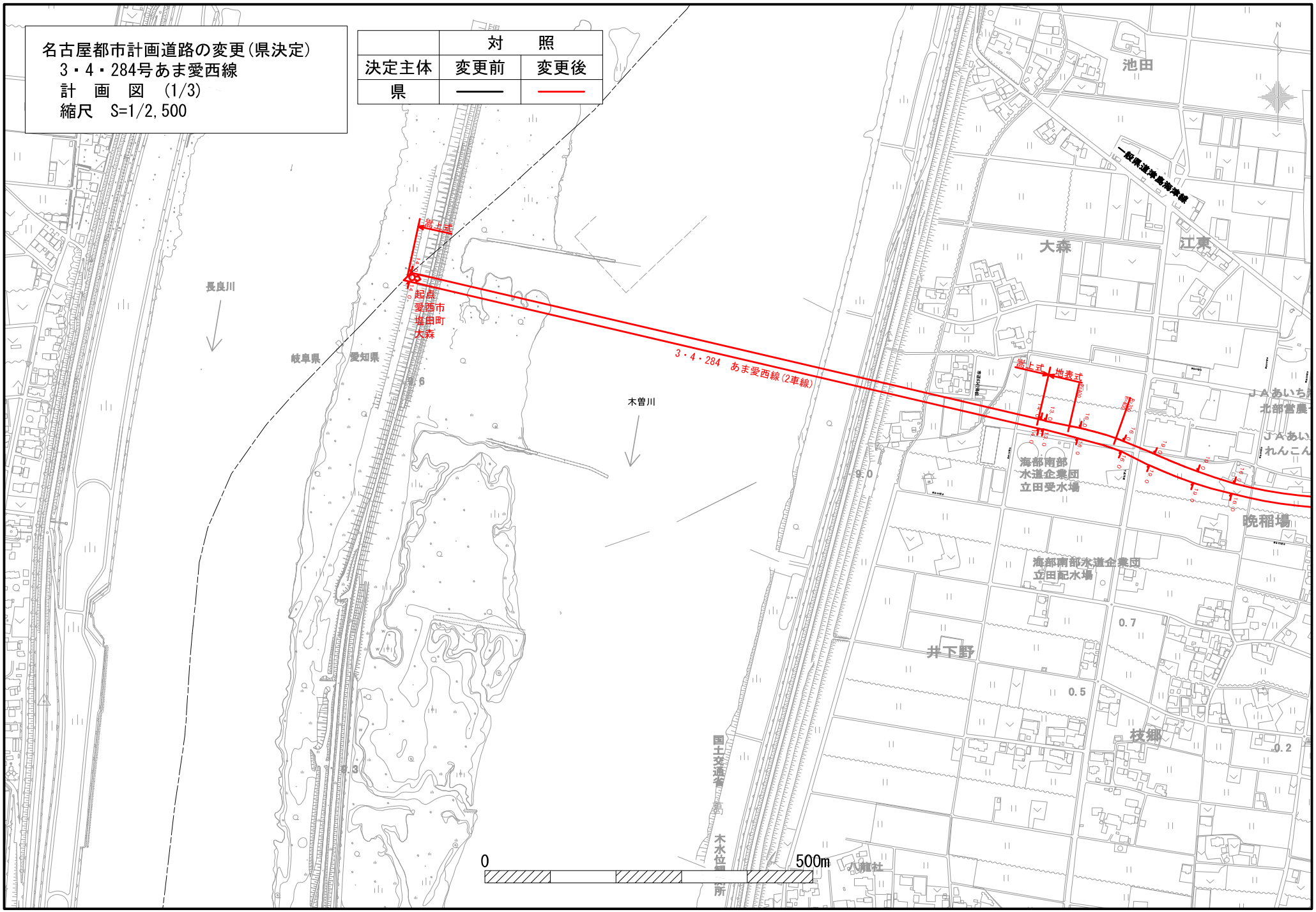

名古屋都市計画道路の変更(県決定)
3・4・284号あま愛西線
計　画　図　(2/3)
縮尺　S=1/2,500

	対　照	
決定主体	変更前	変更後
県		

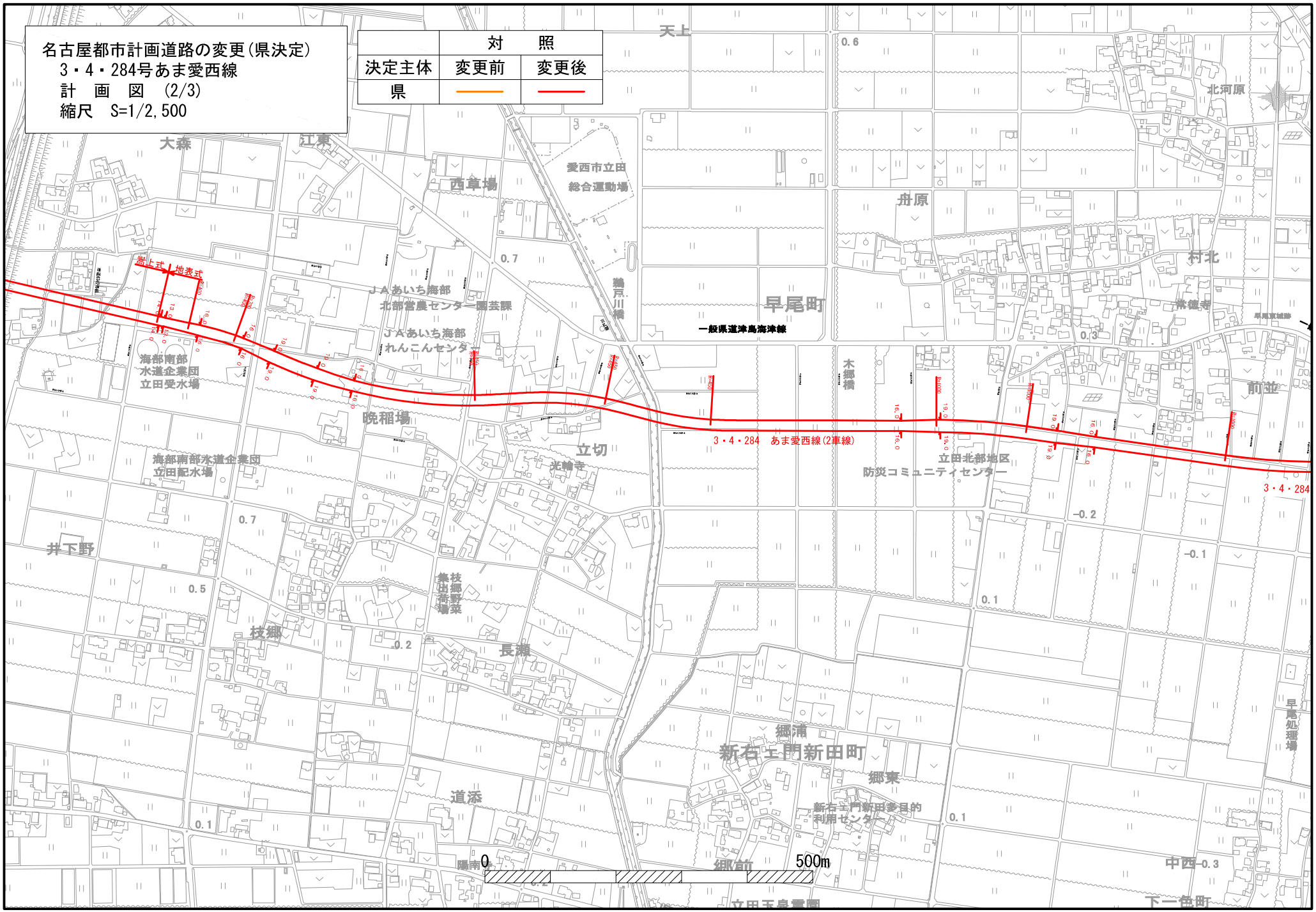

名古屋都市計画道路の変更(県決定)
3・3・261号名古屋第3環状線
3・4・284号あま愛西線
3・4・336号津島南濃線
計　画　図　(3/3)
縮尺　S=1/2,500
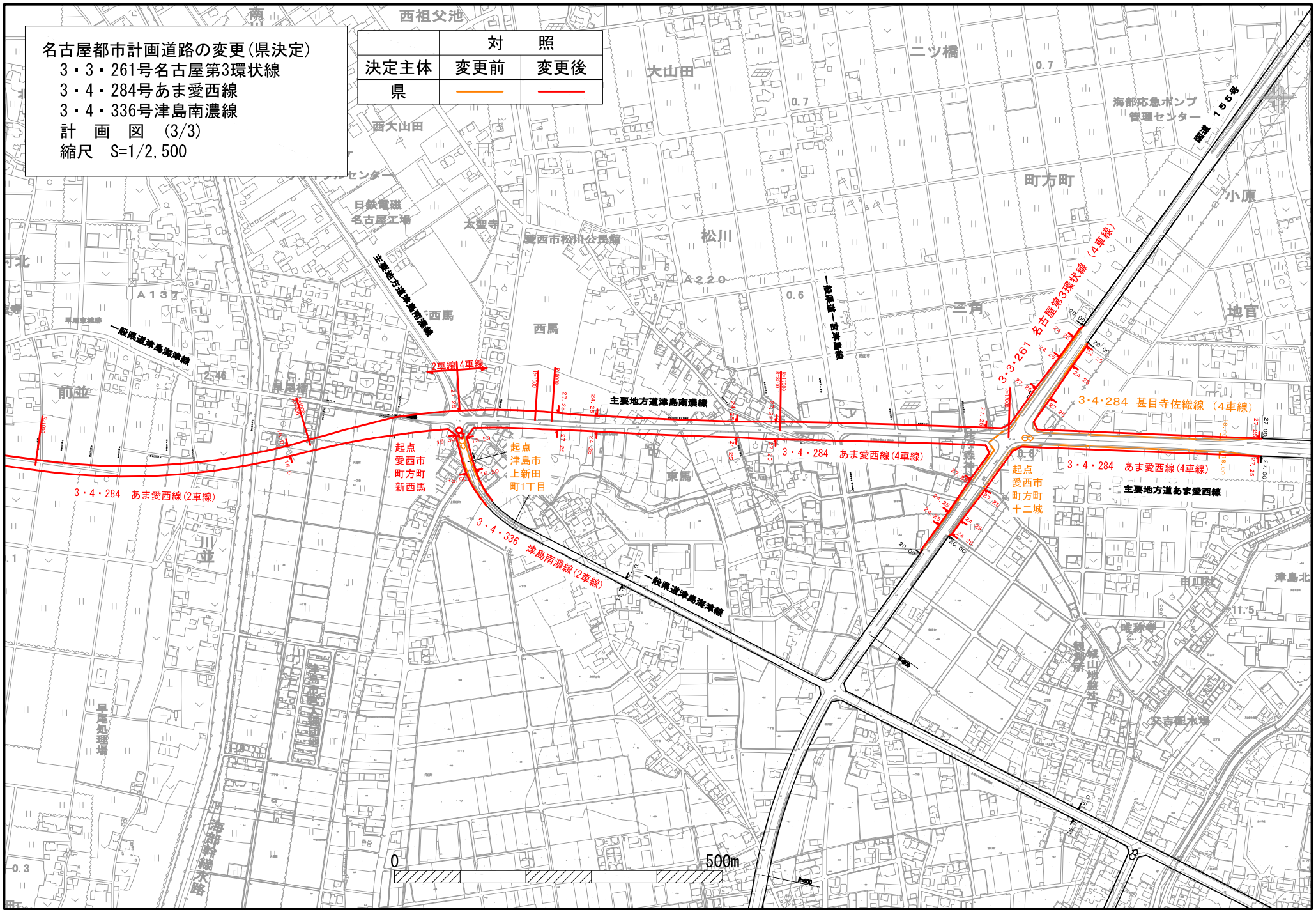
	対　照	
決定主体	変更前	変更後
県